

左京区マイナンバーカード交付コーナーの移設に伴うイントラ環境整備業務等委託仕様書

1 業務委託名称

左京区マイナンバーカード交付コーナーの移設に伴うイントラ環境整備業務等委託

2 本業務の目的

左京区総合庁舎 1 階に設置しているマイナンバーカード交付コーナー（以下「コーナー」という。）の市民対応窓口を増やすことを目的とし、同フロア内でのコーナーの移設及び、それに伴い、コーナーに隣接する市民総合窓口室戸籍住民担当（以下「戸籍住民担当」という。）の執務室内のレイアウト変更を行う。

本業務は、コーナー及び戸籍住民担当に敷設された本市イントラ端末に係る有線 LAN ケーブルをレイアウト変更にあわせて敷設し、コーナー等の営業日までに各端末を滞りなく稼働させることを目的としている。

3 業務内容

本業務の概要は、次に掲げるものとする。

(1) 履行期間等

ア 履行期間

契約の日の翌日から令和 7 年 10 月 31 日まで。

ただし、有線 LAN ケーブル敷設等作業は、レイアウト変更の作業期間である令和 7 年 9 月 26 日（金）の業務終了後から 28 日（日）の間に実施すること。

※上記のレイアウト変更の作業期間は変更となる可能性あり。

イ 履行場所

左京区総合庁舎 1 階（〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町 7 番地の 2）

(2) 有線 LAN ケーブル敷設等作業

ア 本市が作成している新端末設置予定図（別紙 1）を基に配線すること。ただし、既存ケーブルの流用も可とする。

(ア) イントラ用パソコン及びプリンターへの接続は、各執務室等に備えた配線元（LAN ケーブルのプラグ（RJ-45））から、イントラ用 HUB を介し、LAN ケーブルを敷設して行うものであることに留意すること。

(イ) ケーブルの配線元の位置及びレイアウト案については、別紙 1 を参照のこと。

ただし、使用する配線元については、本市と協議・確認する必要があるため留意すること。

イ 本市の移設スケジュールに合わせて、イントラ用 HUB の設置、有線 LAN ケーブルの敷設・結線、試験測定、LAN ケーブルの配線に関わる必要部材の据付・実

装までを行い、開庁時間までに正常に利用できる状態にすること。

- (ア) O Aフロアの範囲においては、O Aフロア床下に転がし配線とすること、電源ケーブルと交差する箇所についてはノイズ干渉しないように施すこと。また、使用しない配線元がある場合は、配線元をO Aフロア床下に埋めること。

- (イ) イントラ用HUBは、本市から提供するものを使用すること。

作業に当たって必要となるイントラ用HUBの提供に当たっては、事前にヘルプデスクに数量を申請する必要があるため、必要な数量を移転箇所ごとに取りまとめて本市担当者に連絡すること。また、ヘルプデスクから直接イントラ用HUBを受け取ること。なお、イントラ用HUBは所属ごとに割り当てられるものであることから、再利用（転用）できないことに留意すること。

- (ロ) LANケーブルの仕様は、次の要件を満たすものとする。

- a ケーブルの色は、各システムで指定されたものを利用すること。
- b エンハンスドカテゴリー5とすること。
- c モジュラープラグについては、エンハンスドカテゴリー5規格以上の性能を有していること。
- d LANケーブルは、余裕ある性能を有するものを使用し、ねじれ等が生じないよう、また強い張力などを与えないよう、慎重に敷設及び結線を行い、曲げ半径（内側半径とする。）は下表によること。

ケーブルの種別	敷設中の曲げ半径	接続及び固定時の曲げ半径
UTPケーブル（4対以下のもの）	仕上がり外径の8倍以上	仕上がり外径の4倍以上
UTPケーブル（4対を超えるもの）	仕上がり外径の20倍以上	仕上がり外径の10倍以上

- e LANケーブルは、JIS規格に準拠した試験方法とし、適合する試験装置を用いて、下表の試験を行うこと。

試験項目	試験内容	試験数量
反射減衰量	測定器により、JIS X 5150「構内情報配線システム」の性能に適合していることを確認すること。 なお、LANケーブルのJISによるクラス分類は、JIS X 5150のクラスDとすること。	全数
挿入損失（減衰量）		
近端漏話減衰量（NEXT）		
電力和近端漏話減衰量（PS NEXT）		
減衰対近端漏話比（ACR-N）		
電力和減衰対近端漏話比（PS ACR-N）		
減衰対遠端漏話比（ACR-F）		
電力和減衰対遠端漏話比（PS ACR-F）		
直流ループ抵抗		
伝搬遅延		
伝搬遅延時間差		
ワイヤマップ		

長さ	測定し、ケーブル長が90m以内であることを確認すること。	
----	------------------------------	--

- f LANケーブルには、合成樹脂製、ファイバ製、ケーブルラベル等の表示札等を取り付け、系統種別、行先、ケーブル種別等を表示し、保守管理を容易にすること。表示札等のルールについては、別途本市担当者と協議のうえ決定すること。
- g ノイズ対策として、LANケーブルは、電源等の強電流電線と離隔するか、セパレータ等を用いて直接接触しないように敷設すること。
- (エ) 結線については、原則として、ストレートケーブル（T-568B→T-568B）によるものとする。
- (オ) 各整備場所におけるケーブル試験について、LANケーブルテスター（FLUKE DSX-8000 シリーズ / DSX-5000 シリーズ又は同等品であり、校正日が1年以内の物）により行うこと。なお、測定器の校正証明書をケーブル試験成績書と併せて提出すること。
- (カ) 配線保護材等の必要な部材は受託者にて準備するものとし、本業務を履行するうえで必要な備品及び消耗品等の経費についても受託者が負担すること。
- (キ) 本業務に伴い使用する必要のある電源設備については、庁舎内のものを無償で利用できるものとする。

6 成果品

(1) 成果物

成果物は以下のとおりとする。

No	成果物	内容
1	ケーブル試験成績書	敷設したケーブルの情報をまとめたもの。 なお、測定器の校正証明書を添付すること。
2	完了写真	敷設業務及び撤去業務の施工後の写真。

※成果物については、内容等について本市担当者と事前に協議し、協議内容が反映されていることの確認を受けること。

(2) 納入時期

ケーブル試験成績書、完了写真：履行期限まで

(3) 納入方法

上記（1）成果物については、データにて納品すること。

(4) 納品場所

右京区役所内

京都市文化市民局 地域自治推進室（分室）

7 納入物に係る著作権等

- ・全ての納入物は、本市の所有とする。
- ・受託者は、本業務に係る納入物の所有権及び著作権を引渡し時に本市に全て譲渡するものとする。
- ・受託者は、本市の承諾を得ることなく納入物を他人に閲覧、複写、又は譲渡してはならない。
- ・受託者は、本市に引き渡した納入物などの全てについて、第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証すること。
- ・著作権等の侵害が判明した場合には、その損害を補償するなど必要な措置を講じること。
- ・受託者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときには、その使用に関して責任を負うこと。

8 検査

受託者は、移転計画策定業務及び移転業務が完了したときには、本市に完了届を提出し、検査を依頼すること。

また、検査により不具合が確認された場合、受託者は、これに対し誠実に対応し改善を図ったうえで、改めて本市に再検査を依頼すること。

9 支払

本市は受託者に対し、本業務終了後、受託者の請求に基づき本業に係る費用を一括して支払うものとする。

10 その他

- ・業務委託契約書及び仕様書に定めのない事項については双方協議のうえ、定めることとする。
- ・本件業務の見積書公募にあたっては、市外業者も可とする。

11 問合せ先

担当：京都市文化市民局 地域自治推進室（分室） 細見、八津川

電話：075-746-7807